

『宣教卿記』 天正四年正月～三月記

遠藤珠紀
宮崎肇
金子拓

はじめに

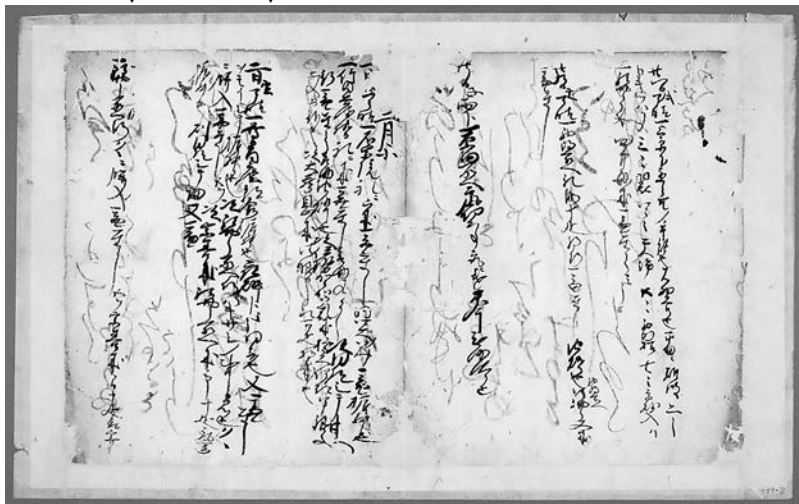
本稿では、『早稲田大学図書館紀要』六六号・六七号に続き、一六世紀の公家中御門宣教の「宣教卿記」天正四年（一五七六）正月～三月記を翻刻・紹介する（請求記号…文書一二 冊〇六三九）。本記の概要については六六号・六七号をご参照頂きたい。

天正四年記は四〇紙からなり、もとは袋綴冊子とされていた。表紙・裏表紙には天正三年記同様に宿紙が用いられている。その後、茶の後補表紙を付されていたようだが、現在は修復、裏打ちがなされ、一紙ずつの状態で保管されている。保管封筒に支えとして入れられている段ボール紙には「五十七枚一冊、四十枚一冊（内表紙一含） 大正九年六月八日出来（五月十二日渡し）」「冊子 635・639 昭和40・9・25（整理）」との記載が見える。大正九年（一九二〇）に修理がなされ、昭和四〇年（一九六五）に再度整理されたようである。

なお修理の際に断片化していた紙片が原位置と異なる場所に貼り込まれている箇所がある。紹介に当たっては、原位置と推測される箇所に戻し翻刻した。例えば、一丁表正月二日条では、冒頭「二日、(申、)天」部分が、断片化し現在一丁裏に貼り込まれている。正月二日条は、日付「廿二」の上に他の紙片が重なっており、一見すると日付が見えないが、原本では確認できる。

そのほか正月一日条では、四方拝の儀式に参仕した公家の名が書き上げられ、役割も注記されている。このうち脂燭という灯りを持つ役割を勤めた公家が五人いるが、当初「シソク」とカタカナで記され、五か所とも「脂燭」と漢字表記が重ね書きされている。漢字を後に調べたのであろうか、注記としては文字も大きくなっている。七丁裏二月二日条は一度二日条四行分を記したのち、上から紙を貼り、二日条、三日条を書き直したようである(写真参照)。まず紙を貼ったのち、改めて記したようで、三日条の「晴」の日偏、「座」のまだれの一部は、貼紙と本来の紙にまがたがた記されている。逆に七丁裏の最終行は貼紙を貼った後に記されたようで、「正」の字の一部は貼紙の上に載っている。これらからは宣教の執筆過程が窺われる。

以下、主な内容を紹介する。時の天皇は正親町天皇である。この年宣教は数えの三四才で正五位上右中弁、藏人であった。前年同様、宮中や儀式に参仕したり、口宣等の執筆を勤めている。各所との新年の挨拶など、主家二条家、姻戚富小路家をはじめとする知己との交流の記事も多い。正月一〇日は宣教の誕生日だったようで、御霊社に参詣した。その少し後の一四日、前年末から患っていた母方の祖父富小路氏直(法名示絃)が死去した。一〇日の参詣にも氏直の孫を同道するなど、宣教と富小路家の関係は深い。三月一日には、皇儲誠仁親王が近江石山寺の御開帳に行啓した。多数の公家、女房が供奉する盛大な催しであった。二四日には賀茂への行啓も行われたが、宣教は参仕していない。



『宣教卿記』 天正四年正月二八日条～二月二日条



『宣教卿記』 天正四年二月二日条・三日条貼紙

【凡例】

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追いつ込みとした。本文には読点および並列点を適宜加えた。

・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。

・抹消された文字は左傍に抹消符を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。文字の上に更に文字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文とし、その左傍に、下の字に相当する数の・を付した。下の字が判読できた場合は、×を冠してその文字を傍注した。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は（ ） 一、人名注など参考のためのものは（ ） に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、適宜に示した。

・改丁は「で示し、丁数を（ ）に入れて下に付した。

【翻刻】

〔表紙〕

大將軍西有、年徳ヒノエカ方にアリ、巳ト午トノ間也

□ウハンタツニアリ、ヘウヒ戌ニアリ、此方ニムカヒ大小ヘンセス、

愚記 へ正月大 へ二月小 へ三月大 へ四月小

『宣教卿記』天正四年正月〜三月記

五月大

六月小

七月小

八月大

九月四

十月大

十一月小

十二月大

籙

藤原宣教

正月大

正五位上藏人右中弁藤原宣教

第一不同、

一日、未、天晴、如例年四方拜在之、奉行正親町頭中将也、御釵中山中将、御裾奉行也、御草鞋宣教也、祇候輩、次

中山大納言・勸修寺大納言・山科大納言・甘露寺中納言・藤宰相・源宰相・左大弁・日野・鳥飛中将・五辻・中院・

坊城・左衛門督・伯・藤侍従・権・弁・持明院・広橋・薄・新感、

一、内侍所へ参、御神楽マイラスル也、如常御酒在之、

一、御方御所へ御礼申、御対面、御盃被下也、竹兵衛人計也、

二日、申、天晴、朝山次郎左衛門尉・堀新介十足持来、万弁礼来也、甲斐守源大夫・中山・横山

酒吉力・振舞也 被下 一才

勘解由小路 西 木 前守・真繼兵庫 甘露寺、

三日、酉、天晴、一、勸大・中山大・竹兵・焔庵・予同道シテ諸家へ礼行、先勸大へ行、一盞在之、同入道殿ニテ一

盞在之、次大祥寺殿へ御礼ニ参、御対面、御酒被下也、此衆也、爐庵ハ無人数也、庭田へ礼行、引付也、爐庵所へ行、

一盞在之、則同道、祐閑所へ式十足持行、吸物ニテ御酒在之、次二条殿へ参、御酒在之、通玄寺殿へ参、御吸物ニテ

御酒在之、音曲在之、(飛鳥井雄致) 飛中将・西洞院被參也、次柳原へ行、引付、(為漏之) 冷泉申置、次広橋へ行、引付、(内基) 一条殿へ參、御酒

在之、次□行寺殿へ參、御酒在之、次尊知院殿へ參、御酒在之、次香勝院殿へ參、御酒在之、(道上行堀) 竹兵近衛殿ニテ御逢、

御酒被下也、(云) 中山中将・四辻・同侍従・速水左衛門大夫・同彦太郎・古市・坊城・五条、(為名)

四日、戌、天晴、一壬生之宗見同弥錫若菜持来也

一、竹内礼二来、引付也、次盛芳院・大隅守・五辻・日野・烏丸・同弁来也、(為丸光直)

五日、亥、天晴、一、大元一通しふ二遣也、飛中将礼二被来、引付也、(五条春包)

持明院・広橋・出納兩人・内豎・沢路隼人・沼田勘解由左衛門・木村越前守、(中原義定・職侍)

(二行空白) (云)

六日、子、天晴、一、壬生之宗見・同女錫・若菜持来、一盞在之、弥□弥介所へ立寄、予酒ノム也、暮々帰、(共)

七日、寅、天晴、一、富人道煩間、宿也、酒在之、一盞在之、(宗範・富小路氏直)

(二行空白)

八日、寅、天晴、一、田中・弥介鞍馬寺へ參云々、予ハ(京小路忠房)ノ子秀直權佐息千夜又内裏へ御礼申之、御煩之間、無御対面、次御方

御所へ御樽進上、御対面、御盃被下也、甘予又被召帰、御酒被下也、(高倉大相友)

一、長橋御局へ樽一荷進上、御酒在之、理性院僧等也、次勸大樽代」(云) 三十疋、同弁二式十疋也、酒在之、(甘露寺経元)

廿へ三十疋也、酒在之、(清原國賢) 九日、卯、天晴、一、清少納言・正親町・大工・平左衛門・半左衛門・松波九郎・祥寿院・河端左衛門大夫、(瑞昌)

一、從權佐錫一对・雉送也、

十日、戌、天晴、一、予誕生之間、御靈へ參也、(弘應) 妙觀院・權佐子共召供參也、富へ餅酒遣也、

一、權佐へ錫遣也、餅二十・フナ三ツ、遣也、

十一日、^四天晴、一、富へ行、宿也、酒在之、

一、千千世里へ行、^(3オ)

□天晴、一、弥介所へ夕方白粥可振舞之由申間、田中供ニツレ行也、酒三返在之、

(三行空白)

田三日、未、一、^(四社公憑)四社公憑^(四社孝慈祭也)中女房衆ニ朝食振舞也、同下女迄也、次從勸弁御方振舞之由在之、則罷向、人数五辻・勸弁^{登主}

中山中將^外記等等也、中酒数返也、次富へ見舞二行、妙観院、權佐子共同道シテ太元へ参也、又富へ行、暫雜談スル也、^(3カ)

(3カ)

(三行空白)

十四日、申、天晴、東寺百性喜介礼二来、十疋持来也、次吉田礼二来、^(兼相)他行之由申、不逢也、式十疋持来也、次弥介

若菜錢十疋、且々取来也、

一、富死去已^(示敬、富小路氏直)前見舞二行、一盞在之、(○次々行より挿入)

一、富人夜中之時分歟死去也、沙汰限也、

□千千世里ヨリ帰也、

□^(七)五日、酉、天晴、一、從權佐是齋形見物トシテ、ハキサシ一ツ、送也、^(示敬、富小路氏直)

□^(言程)殿へ御礼ニ参、御酒被下也、山科祇候也、予夕方迄祇候、夕食被下也□物共参也、沈醉也、同三毬打竹申請

也、

□女クシカキ一把持来也、予留主ニ田^(中)母あ五、錫□墨二丁持来也、^(4オ)

十六日、戌 雨下、一、從大炊御門口 宣之儀被申、一通(到)当来、

勅許云々、

上卿勅大納言

天正四年正月十一日 宣旨

從四位上藤原経頼

宜叙正四位下

藏人右中弁藤原宣教奉

一、藪(四辻公蓮)子ヤ(一)小錫方々持来、一盞在之、

十七日、亥 一、横山吉内夕食振舞也、(ウ)

(二行空白)

十八日、子 天晴、一、如例内裏三毬打在之、早天也、予富入道依服、不進上也、

一、從冷泉母来、聖人号・權大(二通)所望、勅許云々、礼壹貫致、

十九日、丑 天晴、從四時分大雪降也、

一、三吉同道シテ新墨谷(奥下町之)へ參也、デウキト云々、帰ニ弥介所(三)餅酒振舞也、次尊首座来、一盞振舞也、

(廿日)晴、一、弥介女来、次三吉(天)餅酒振舞也、(ウ)

廿一日、卯 天晴、

(三行空白)

廿二日、戌(庭)天晴、一、弥介東寺へ催促ニ遣也、次三吉・同女房衆同道シテ新墨谷へ參、帰ニちよほ吉田ノ馬場ニテ

一盞振舞也、

廿三日、巳、雨下、一、西嶋女朝食振舞也、次壬生之宗見来、表袴之方へ壺石渡也、以上壺石五斗之分也、宗見田中夕食〔ウ〕在之、

一、あ五、所へ礼行、十疋遣也、

廿四日、午、雨下、一、従山科言繼有使、来双六可打之由在之、則罷向、雲松軒等也、一盞在之、

一、甘来、用之由在之、則従山帰、妙心寺より如此又所望云々、

勢州景陽山安国寺之事、

成妙心寺之末寺、専開山之法道、可有住持者、依

天氣執達如件、

天正四年正月廿六日 日付此分所望、 右中弁判

密傳 九天和尚禅室

一、中院筆ヤトウ也、甘・中院一盞振舞也、

〔護摩焼云々〕也、梶井殿御兒御所大炊〔唯常法親主〕之由轆大〔ウ〕也、

(二行空白)

廿五日、未、雨下、一、弥介ニ申付、下京へ酒十疋の分取寄也、

一、三吉所へ行、留主云々、次尊首座所へ行、一盞在之、

(二行空白)

廿六日、庚申、雨下、一、申待也、

(二) 行空白

廿七日、酉（膳） 天晴、一、孫四郎暮々ニ来、一盞振舞也、明日於 御方御所御能_レ在之云々、一（〇ウ）

廿八日、戌 天晴、一、上京・下京之衆ノ手能也、見物スル也、一番二難波、二、カキツハタ、三、羽衣、四、二人静、

五、西行桜、七、高砂、入八、

一、孫四郎女・田中母来、一盞在之云々、

廿九日、亥 天晴、一、西嶋所へ礼行十疋持行、一盞在之、沈醉也（西嶋所へ）、孫四郎又来、一盞在之、

(二) 行空白

卅日、子、雨下、一、原田所へ尻切公事取ニ遣、于今無沙汰也、一（〇オ）

二月小

一日、卯 天晴、一、石泉院礼ニ被来、一盞在之、同（四辻奉送）四大ノいけ一盞振舞也、

一、竹内兵衛督礼ニ来、一盞在之、音曲有之、次同道シテ甘へ行、一盞在之、音曲、沈醉也、次伊勢賀加御乳来、權（常夜、具出）

大僧都申、銀子ニ文め致也、次大藏息来、法眼申、礼百疋持来也、

「二日、寅 天晴、一、尊首座朝食振舞也、夜酔ト云々、同前也、又一盞在之、ヲモイシテ振舞也、次孫四郎所へ行、

ハキサシノ事急也、ク、ニ餅入、一盞在之、五ツ、次宗善来、孫四郎所へ来、予十疋取寄、振舞也、則同道シテ帰、又

一盞、一（〇貼紙により抹消せらる）

「二日寅（〇貼紙）、一、壬生之左卿トキニ来、中酒相伴也、次勸へ行、吉田雑談在之、サタウ餅、一盞在之、五ツ、

一、三吉所へ行、錫、方々餅取寄、ヲハニ振舞也、沈醉也、
一、孫四郎所へ行、ハキサシノ申二行也、次御母御局・御あぢや(万里小路房主)・大御乳人鞍馬寺へ御参云々、
三日、卯、天晴、一、尊首座所へ朝食振舞也、夜酔ケト云々、

一、孫四郎所へ行、ク、ニ餅入、一盞在之、五ツ、宗善来間、十疋取寄、(ウ)振舞也、又帰ニ又一盞振舞也、次東寺へ催促ニ田中弥介遣也、

四日、戌(辰)、雨下、風少吹也、一、田中東寺より帰也、次石泉院暮々来、阿弥陀之光在之、沈醉也、

五日、巳、天晴、一、勸へ行、吉田雑談在之、サタウ餅ニテ一盞在之、

六日、午、天晴、一、山科(言繼)へ行、双六打也、次從大炊御門法樂歌在之間、中院(通勝)へ来云々、則罷向、去年カラノ歌云々、

予 [] ニテ一盞在之、沈醉也、次大炊御門・中院・毘沙門 [] (オ) [] 同道 [] 真如堂之

内ノ稻荷殿へ参也、帰ニ [] 参也、帰ニ大炊御門祭主所へ行、留主云々、

一、松泉院来、此繪旨可相調之由在之、今日 勅許云々、

御書所公役料所之事、下京五条之内、東者限烏丸、西者限室町、北者限綾小路、南者限坊門四丁町被仰付之處、

近年俗方無謂落取之由、言語道断次第也、然者急度申調、令全知行、可專奉公之由、可被加下知大経師常祐之

由、 天氣所候也、仍執達如件、

天正四年二月六日

(中御門官致)
右中弁判

謹上 (万里小路左衛門)
權弁殿

此札、錫巻対・料足百疋持来也、

七日、未、天晴、一、甘〔甘露寺経元〕へ来云々、妙心寺之礼物銀子廿九文め七ふん請取申也、〔9ウ〕

一、甘〔勸修寺明恵〕・勸弁鮎汁振舞也、食持寄也、甘ハ竹兵所へ行云々、遅々間、先勸弁・子汁クウ也、後二来也、又勸弁来、一盞在之、孫四郎来、一盞在之、次山田駿河礼二来、ウナキノスシ〔辨酒〕三ツ、持来、一盞在之、

八日、申、雨下、一、松泉院所へ行、朝酒在之、菊亭〔聖七〕・上乘院〔道順〕・石泉院等也、次御母御局ヨリ錫被下也、則御礼申、一盞聞召也、上乘院等也、音曲在之、

九日、酉、一、富〔富小路博也〕へ行、一盞在之、次甘へ行、因幡・宮内卿等也、一盞在之、

〔土〕日、戌、天晴、一、二条殿へ参、御見物二六角堂二花ノ会〔在〕 〔9オ〕立花十 〔近比驚目事也、〕
夕食被下、暮 〔]

来十日神宮奏事始目六可調相来之状如件、

二月六日

右中弁判

〔壬生朝方〕
四位史殿

宿紙也、立紙一枚二書之、一通二卷籠申、伝 奏へツクル也、

天正四年二月十一日 宣教 奏

神宮条々、

祭主慶忠〔藤波〕申造替事

仰早可致其沙汰

同申神領再興事

同申荒木田守孝申叙爵事

『宣教卿記』天正四年正月〜三月記

藏人——

奏事目録一紙献上之、可令 奏聞給、仍言上如件、宣教誠恐謹言、」(9ウ)

二月十日

右中弁宣教奉

進上 (稱原實定) 日野一位殿

十一日、亥、曇、奏事始在之、

天正四年二月十一日 宣教 奏日野一位、

神宮条々、

祭主慶忠、申造替事

仰早可致其沙汰、

同申神領再興事

仰

同申荒木田守孝申

仰可被仰出武家、

叙爵事

仰可令 宣下、

如此二通相調、伝 奏へ遣也、文言同前、」(10才)

十二日、□天晴、一

(親稱) □

在之、各錫壹対・看進上スル也、人数之輩、(綴可、勸修寺升懸) 勸入道□□大・(勸修寺增右庭田重隆) 勸大・(宗隆) 源大・持明院・

甘中・勸弁・中山中將・五辻・予・

(高仲)

万弁・(万里小路亮房)

新藏人・(五辻元仲)

驢庵等也、其外西林・加賀衛門・(与) 与次兵衛・サクワン、大鼓・小

鼓名不知、夕食湯汁也、驢庵弟之寿取庵来、能在之、の、宮一番。後日野来、三輪一番、飛鳥井中將・烏弁来、大酒在之、（鳥丸光吉）若宮

様御成也、其外御局衆各御見物也、

十三日、丑 天晴、一、夜醉散々式也、（水御女王カ）大聖寺殿へ御礼ニ参也、勸入道双六打也、予錫方々振舞也、次勸へ行、雑談

在之、勸弁・甘与予一盞振舞也、

十四日、寅 天晴、一、富へ月忌始之間行也、（小格権也）ヒヤ酒在之、次上臈様之御局へ参、御酒被下也、若宮様之御酒被下、

御局へ参云々、沈醉也、権介ニ三十疋かうてんニ遣也、（又迎）（107）

（二行空白）

十五日、卯 天晴、夜醉散々事也、石泉院被来、一盞興行也、

（二行空白）

十七日、（辰）戊 天晴、一、（四辻公遠）四中・上乘院・権弁同道シテ泉涌寺之上之下草切ニ行也、夕食酒在之、大酒在之、（又迎）帰ニ

妙法院殿へ参、御謡在之、（権左衛門也）仏光院ナト人数也、一盞在之、次仏光寺へ来云々、則各罷向、一盞在之・夕食在之也、先

予行様ニ各此人数ニ酒振舞也、次弥介所へ行、朝食在之也、次從二条殿明日九条殿御参 内之間、御供ニ参云々、予

留主之間不知也、

十七日^七巳、（辰）天晴、一、昼時分、二条殿・（御方御所）九条殿御参内云々、先於三条所^{（一）}（二）オ^{（三）}各参也、予・四条、

其外宮内大輔、其外十人計食在之也、次御参内也、殿上上戸之口より（カラ）鬼間御クツロキ也、キチヤウ所ライテ御対面、

則御退出、又御参アレトノ事ニテ、御盞参云々、次於御方御所へ御礼御申、二献参也、祇候之輩、甘中納言・中山中

將・治部卿・伯・予・（五右衛門）四条等也、御トヨリニ参也、次於上臈御局、又御吸物ニテ二三献参也、各沈醉也、暮々ニ御

帰也、禁裏へ御樽御進上云々、同御方御所・同御母御局・大典殿・上臈・（高次相女）長橋同前也、

一、龜松来、供二也夕暮、

十八日、午、天晴、夜醉散々事也、次万弁所へ行、(頼房)葉室・伯・薄・(以兼)新藏人等也、餅酒在之、音曲在之、帰二葉室計予所へ来、一盞振舞也、同田中母来、酒在之、

十九日、未、天晴、一、富へ行、一盞在之、予トシクリ一ツ持行、暮々ニ又(二ウ)一盞在之、帰日光院所へ行、一盞在之、

廿日、申、天晴、一、宗善所へ行、一盞在之、沈酔也、西嶋女錫方々持来、一盞在之、上乘院・(尊徳)積泉院・万弁・孫四郎来、一盞振舞也、

(二行空白)

廿一日、酉、天晴、勸弁来云々、則罷向、口宣一通所望也、則調遣、一盞在之、次将監与勝負二双六打、予勝也、一盞在之、見物衆、中山大・(孝雄)勸大・甘・勸弁・按察・(宗題)古市等也、次又勝負二双六打也、夕方汁在之、夕食持寄也、(二ウ)才)

田(宗徳)田(宗徳)天(宗徳)田(宗徳)田(宗徳)

一、大和宮内金竜丹一貝送也、一段祝着之由申也、尻切一足所望之間、遣也、次岡本孫四郎来、予二一盞振舞也、同

川原へ土筆取二行、同孫四郎女虎夜叉・竹千世、予女いとツレテ行也、予又振舞也、餅酒持行也、暮々二帰也、

廿三日、亥、一、庭田所へ夕食二行、人数之次第、(鳥丸光雄)鳥丸・(飛鳥井雅教)飛鳥・(山科)山科・(実隆)亭主・(為勝)正親町・(東坊城盛長)下冷泉・(高倉水孝)飛中將・(東坊城盛長)坊城・(高倉水孝)藤侍従・

西洞院・(新藏人)竹田法眼等也、音曲在之、暮々二帰也、

一、富へ行、一盞在之、次上乘院所へ、伏見ノハンシユ院来、酒在之、(般舟三昧院水燈)林垣等也音曲在之、

廿四日、子、天晴、一、弥介所へ朝食二行、フナ汁也、中酒四返計在之、

一、竹内兵衛所へ行、一盞在之、中院・下冷泉・高尾地藏院(13ウ)等也、後源宰相(庭田重通)、四中等待也、音曲在之、
一、二条殿へ参、御酒被下也、帰二上臈御局へ参、大政所御出也、(一条井房室、九条経子)

廿五日、丑、天晴、(從兩院)一、從南都嘉例春日祭一通人夫持来、使予二ホロミソ一盆送□

(二)行空白

廿六日、寅、雨下、

(二)行空白

廿七日、卯、(雨)、(13ウ)

廿八日、(戌)天晴、一、春日祭之義二付而判官所へ行、一盞在之、五条・山方(形方)・藤嶋以下等也、音曲在之、次甘へ行、

一盞在之、次上臈御局花山院殿へ御出、御供二参也、夕食在之、太政所之御出也、

一、従上之御使二勸へ行、春日祭上卿可有参行之由申二行也、斟酌云々、又山科二被仰出、是も同前二故障也、(言體)

一、当番之間参也、於甚所各雑談在之、

廿九日、巳、天晴、一、早々春日祭之義いかに(上卿)も上卿故障之間、先世家へ被付云々、申二二条殿へ参、朝食御相伴二

テ被下也、

一、長橋阿茶々所へ行、養春院之茶々、予二一盞振舞也、暫雑談、茶々・阿茶々同道シテ養春院へ行、一盞在之、(足利義輝室、近衛頼家女)

一、孫四郎来、予二一盞振舞也、石泉院・茶々等也、白粥振舞也、(13ウ)

三月大

一日、午、雨下、一、甘(甘露寺住元)へ来云々、夕食在之、人数、源宰相(庭田重通)・勸弁(勸修寺時惠)・中山中将(庭田)・予等也、後二又一盞在之・音曲在之、

沈醉也、

二日、未、天晴、一、弥介壬生へ節句銭取二遣、式斗五升請取也、

一、阿茶々所へ錫方々取寄、(兼寄)日野之茶々二振舞也、

一、上乘院一盞振舞在之、(忠魁)石泉院等也、

三日、申、天晴、一、朝食過、(貞徳)村井所へ行、帰二吉内所へ行、次行蔵坊所へ行、一盞在之、次二条殿へ參、御酒被下也、

一、日野之茶々・(兼寄)同住吉神主女、二条殿御池之桜見物也、御対面、大御酒在之、沈醉也、(兼寄)帰平野所へ行、一盞在之也、

一、(中氣殿定藏清)田之宗見・同女礼二来云々、与次同前、出納父子、其外弥兵衛□□富へ礼行、一盞在之、(ハオ)

四、(貞)田、天晴、一、富へ、汁在之、(錦方)食持行□方々遣也、

五日、戌、天晴、一、石泉院被来、一盞振舞也、則同道シテ土筆取二行、岡崎迄行、石泉院被官之物之所へ立寄、食

酒在之、

一、(字位郎)原田女尻切持来、五十疋也、道迄孫四郎来、則帰也、

六日、亥、天晴、一、於内裏女舞在之云々、見物衆数多參云々、

一、二条殿へ參、(多武)堂峯へ行蔵罷下度之由申間、(従)南曹之一通之案御調被成候はんやのよし申入也、御心得之由也、帰

行蔵所へ行、一盞在之、行蔵坊同道シテ二条殿へ參、御茶三袋進上也、御対面、御酒被下也、

七日、子、天晴、一、上乘院・石泉院・松泉院・(兼雅)積泉院・いけ・予オヲウツ也、夕方汁在之、食持寄也、(ハオ)

八日、丑、天晴、一、孫四郎所へ行、留主云々、帰弥介所へ行、留主、

一、富へ行、石山へ御成之事語、(兼親主)弥介ヤトウ也、

一、日光院所へ行、茶在之、

九日、寅、雨下、一、いけ、予二一盞振舞也、同女同前也、千千世賀茂へ行也、弥介来、吉田へ千千世遣、馬之事申、相心得之由申也、

(二行空白)

十日、卯、天晴、一、明日石山へ御成云々、次二条殿へ参、住吉神主女蛤進上也、予持行、一盞被下也、又返報二鯉三ツ、被遣也、尊首座所ニテ則サシミニテ御酒在之、(15才)

田(二日) 田(辰)

天晴、一、早田山へ御成也、御供ニ祇候之輩、次第不同、勸大・中山大・源大・甘中(高倉水相)。源宰相(高倉水相)。

源宰相(高倉水相)・勸弁(高倉水相)・中山中(高倉水相)・烏弁(高倉水相)・日野(高倉水相)・飛中將(高倉水相)・五辻(高倉水相)・正親町(高倉水相)・広橋(高倉水相)・予(高倉水相)・新藏人(高倉水相)・藤侍(高倉水相)・竹内兵衛督(高倉水相)・松木(高倉水相)。

勢田橋御見物也、三条御蓋進上也、山岡所也、音曲在之、御婦二又至大津三井寺ヨリ御蓋進上也、音曲在之、クハク

コ在之、夜半時分御クワンキヨ也、

一、御女中衆岡殿(高倉水相)・上臈局(高倉水相)・新大典殿(高倉水相)・いけ(高倉水相)・御なへ(高倉水相)・中山ハ興也、其外下々中間迄四五百人計在之か、

(二行空白)

十二日、巳、天晴、一、早々御なへ迄昨日ハ御供無。忝無之由申入、帰候也、(15才)

(二行空白)

十三日、午、天晴、一、壬生へ明日念仏ニ参云々、心得之由申送也、

(三行空白)

十四日、未、天晴、一、早々壬生へ行也、朝食在之、宿也、錫・白白粥振舞也、

十五日、申、天晴、一、朝食在之、念仏二参也、又宿也、〔178才〕

十六日、酉、天晴、宝蔵坊白粥振舞也、同夕方宗見所ニテ夕食、土長汁也、暮々ニ帰、与次所へ行、天目一ツ勝負シテ取来也、一、山田駿河朝食、同夕方同前也、

一、勸弁法印号所望、調遣也、

十七日、戌、一、上臈局へ参、住持職之事披露申、甘・予酒被下也、暮々ニ二条殿へ参、〔兼考〕九条殿・二条殿御方御所ハ

シカ被遊云々、甘同道シテ御見舞ニ参、〔二条晴也〕関白殿御対面、御酒被下也、

一、山田駿河朝食在之、

〔11行空白〕〔16才〕

十八日、亥、天晴、一、吉山〔又同〕入道来、夕食振舞也、次仏具屋女小錫持来也、次当番之間参也、中院同前也、

十九日、子、雨下、一、甘・勸弁朝汁振舞也、次万里へ行、才打在之、双六在之、同夕方食振舞也、大酒在之、人数、

〔兼考〕菊亭・甘・勸弁・上乘院・松泉院等也、音曲在之、

一、丹後僧礼ニ来、五十疋持来、餅酒振舞也、参内之義申也、銀一枝・一束・一本進上也、上臈之御局御取次也、十

文め進上、一束之代二十文め進上也、予ニ一枝送也、乍去未進上不申也、〔17才〕

廿日、丑、天晴、〔但馬立瀧寺兼考〕從四時分雨下、一、丹後僧参内申也、申次左衛門督也、上臈御局迄予参也、御礼物悉進上スル也、

廿一日、寅、雨下、一、孫四郎来、予ニ酒振舞也、同予又振舞也、

〔二行空白〕

廿二日、卯、天晴、一、二条殿へ御見舞ニ参也、御酒二度被下也、報恩寺へ被移云々、御取乱也、帰ニ富へ行、一盞

(御原字光)

在之、柳弁番也三吉・子等也、(177ウ)

小夜時分迄音曲在之、

一、弥介東寺へ催促遣也、

廿二日、(辰)天晴一、勸へ来云々、則罷向、春日祭之事被申也、

諸役人召寄調進物之事、旧冬新地取間、遣間敷之由三大被申也、各迷惑之由申也、(正朝三條位)駿河三條神馬之事申遣、同菊へ左

馬寮之御馬之事申遣、各相心得之由返事也、田中遣也、

一、上臈之御局へ參、御酒被下也、三ッ、中山大・勸大・源大・廿四人奉行衆、三天へ各同道シテ行、談合也、

廿四日、巳、天晴、一、弥介来、法蓮花寺之請取遣、

納 東寺右京職年貢米事

合二斗五升者、法蓮花寺分、(18オ)

右、所請取如件、

天正三年十月廿日 中御門筆榮
久教判

一、春日祭之一通遣也、

春日祭可令參行給者、依

天氣言上如件、宣教誠恐謹言、

三月廿四日 右中弁宣教奉

進上 三條大納言殿

春日祭任何可被致沙汰之状如件、

『宣教卿記』天正四年正月〜三月記

三月廿四日 右中弁判

(中原師應)
大外記殿

(壬生朝乞)
四位史殿

一、暮々吉山入道被来、雑談在之、

一、富へ尻切二束遣也、

一、親王御方賀茂へ御成也、予不御供也、向ニ夕方參、四中・竹兵參也、三王(山也)之前迄參也、ヲヨソ人数此分歟、勸大・

源大・甘・五・源大(幸方)・勸弁・中山中・正親等也・中院・伯(推朝王)・新藏人等由、

廿五日、午、天晴、一、吉山来、則同道シテ竹藤所へ行、留主云々、(8ウ) 帰ニ吉山夕食、酒振舞也、次四中へ来云々、

則罷向、フナナマスニテ一盞在之、沈醉也、

(二行空白)

廿六日、未、天晴、一、吉山来、小屏風ハル也、昼酒、夕食同前也、行藏坊徒多武峯上落(池)云々、茶振舞也、

廿七日、申庚、一、吉山来、屏風晴也、昼酒、夕食中酒振舞也、

廿八日、酉、天晴、一、行藏所へ行、東寺之十国ニ可成之由、予連□申問、妙觀院(弘德)へ同道シテ行、一盞在之、可馳走

之由返事申也、**囧**行藏所一盞在之、帰ニ西嶋所へ行、一盞在之、(79才)

廿九日、戌、一、行藏坊所へ行、先一盞在之。伊賀竹林寺之愚僧夢想キトクナル事見云々、予願妙觀院へ行度云々、則同道シテ行、

予十足持行也、一盞在之、東寺本願ニ可成之由申也、次明日(四上孝逸)四日後室朝食在之云々、帰ニ西嶋所へ行、一盞在之、

一、壬生宗見所へ行、宝藏坊所へ錫式疋、一盞在之、沈醉也、

卅日、亥、天晴、いけ朝食振舞也、女房衆・下々迄也、人数、御母御局・四中・石泉院・西堂・東向・侍徒等也、夕方、

予此人数ニ白粥振舞也、暮々迄御酒在之、各報恩寺御見物也、音曲在之、上乘院同前也、

一、從甘有使、下冷泉番代二頼(五體)之由在之、則參也、

一、原田女月充尻切公事持来、五十疋也、

(えんどう) たまき 東京大学史料編纂所 准教授

(みやざき) はじめ 東京大学史料編纂所 特任研究員

(かねこ) ひらく 東京大学史料編纂所 准教授